



農業委員会からの建議に基づく「平成22年度横浜市施策・予算に関する要望書」を、10月19日に林文子市長に提出しました。
(4ページに関連記事)



- 地の声 ●農業委員大会 ●中央農業委員会視察研修 ●事務処理状況報告 ●農業委員紹介
- 農と緑のふれあいまつり ●農地法第3条関連 ●市長要望 ●農地造成 ●農地法改正について
- 横浜市からのお知らせ 農用地利用計画 / 世界農林業センサス ●農を考える

地の声

農業に関わりが深い法律農地法が大幅に改正された。農業委員会の役割はさらに重要なものとなり、その影響は農地を保有し農業を営むみなさんに及ぶ。改正のねらいを平たく言うと「農地を貸し借りなどで活用し、農地の減少を防ぐ」とのことだ。

世界の人口は今後も増え続け、その一方で地球温暖化やグローバルな経済活動の影響で食料の国際需給は不安定になりつつある。国内の食料を将来にわたってまかなうには、生産の基礎となる国内の農地を守ることに欠かせない。農産物が適正な価格で安定して販売できることで農業経営は成り立っている。裏を返せば、収益が上がらなければ農地の維持はままならない。

これを機に、都市の消費者にも農地の存在意義をさらにPRし、地産地消などの取組を通して農産物の販売向上に努めることにより、田畑を未来に継承していきたい。



農業委員大会が開催されました

「新しい農地法のもと、頑張ろう農業委員会活動」をスローガンに、大雨にもかかわらず多くの農業委員の出席をえて、11月11日綾瀬市文化会館において平成21年度神奈川県農業委員大会が開催されました。

今年度は、農地法改正をうけての農業委員大会となったことから、午前に「改正農地法・相続税納税猶予制度と農業委員会の役割」について、全国農業会議所農地・組織対策部長の伊藤嘉朗氏の講演があり、12月からの新しい農地制度では農業委員会が果たす役割や責任が増すことを再確認しました。午後からの大会では農林水産大臣表彰の伝達や情勢報告などが行わ

れ、「農地の確保・保全と有効利用対策に関する要望」、「担い手・経営対策に関する要望」などの提出された議案も原案通り決議されました。

また、決議された事項のうち県の施策・予算については県及び県議会に、法律等の制定・国の予算に関するものは政府・国会及び県選出の国会議員に対して要請活動を行うことなどの「神奈川県農業委員大会決議実行運動計画」も採択されました。

最後に、決議の実行に向けた取り組みの強化と申し合わせ事項の着実な実践を宣言し、がんばろう三唱で閉会となりました。



中央農業委員会で視察研修を実施しました

10月15日、横浜市中央農業委員会委員20名と事務局職員8名で、静岡県に視察研修に行きました。晴天には恵まれましたが、東名高速道路の集中工事にあたり、行き帰りとも



お茶の包装工程

に大渋滞に巻き込まれてしまいました。まず、第一の視察先である静岡県島田市のハラダ製茶(株)向谷工場に向かいました。工場長の説明を受けながら、お茶の



(株)サカタのタネ 掛川総合農場

包装工程を見学しました。計量、包装等、すべてコンピュータ管理されており、少ない人数で整然と進んでいきますが、最終チェックはやはり人間の目で確認されていました。午

後からは、第二の視察先である都筑区に本社をおく、(株)サカタのタネの掛川総合農場を訪れました。掛川総合農場は、国内5か所の研究農場の中で最大の33haの広さを誇り、社員70人、パート70人が働いています。見学者は年間6~8000人ほどで、野菜の直売関係者が多いとのことでした。会議室で担当の方から概要をお聞きした後、ほ場で栽培されているキャベツやカリフラワーなどの作物を見学し、説明を受けました。

(株)サカタのタネでは、従来から、生産者にとって作りやすい、根こぶ病に強い白菜等、病気にかかりにくいものを作ってきました。最近では、一回で食べられるような小ぶりのものや、調理法を検索できるバーコードが印刷された袋に入れた目新しい野菜など、消費者のニーズを考慮し、直売所での販売に向いている野菜を開発しています。「なかまち」「はっけい」など横浜にちなんだネーミングの野菜も多くあり、これから横浜の名産、横浜ブランドといわれるような野菜を、農家の皆さんと一緒に作っていきたいと本社野菜統括部の山根氏が希望を話してくれました。



事務処理状況 中央農業委員会

—受付件数並びに面積—

	耕作目的の 売買・貸借 3条許可	市街化調整 区域の転用 4・5条許可	市街化区域 の転用 4・5条届出	賃貸借の 解約等 20条通知	相続税 納税猶予 (適格者証明)
第14回農地部会 9月25日	0件 0㎡	6件 2,487㎡	57件 23,466㎡	0件 0㎡	5件 14,159㎡
第15回農地部会 10月26日	9件 6,768㎡	5件 2,514㎡	82件 27,637㎡	0件 0㎡	2件 26,519㎡
第16回農地部会 11月26日	3件 1,727㎡	8件 3,949㎡	82件 30,648㎡	0件 0㎡	8件 53,809㎡

—小数点以下切捨て—

事務処理状況 南西部農業委員会

—受付件数並びに面積—

	耕作目的の 売買・貸借 3条許可	市街化調整 区域の転用 4・5条許可	市街化区域 の転用 4・5条届出	賃貸借の 解約等 20条通知	相続税 納税猶予 (適格者証明)
第15回総会 9月25日	0件 0㎡	4件 3,768㎡	36件 13,003㎡	0件 0㎡	1件 3,020㎡
第16回総会 10月26日	4件 1,385㎡	6件 4,744㎡	39件 15,322㎡	0件 0㎡	2件 11,764㎡
第17回総会 11月25日	0件 0㎡	1件 274㎡	45件 16,116㎡	0件 0㎡	2件 8,052㎡

—小数点以下切捨て—

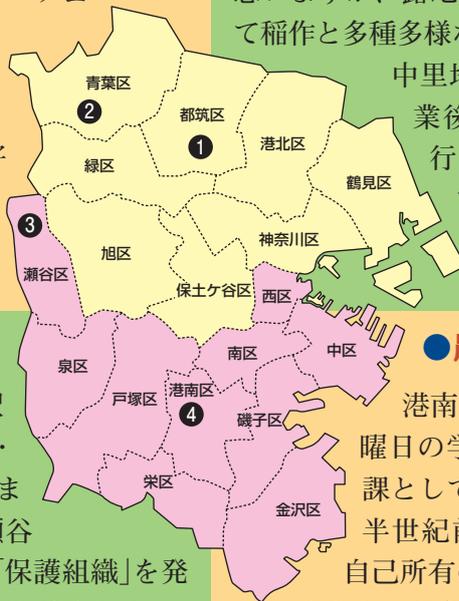
1 都田地区 角田 昇



● 都田地区のご紹介

都田地区は、川和町、佐江戸町、池辺町、東方町、川向町、折本町、大熊町及び港北ニュータウンの南側の一部です。市街化区域、市街化調整区域があり、農業専用地区も多い地区です。当地区は5人の農業委員が担当しており、それぞれの担当地区に農業専用地区があります。若い後継者も多く、植木、果樹、花卉園芸、施設野菜、露地野菜など多様な作物が作られています。とくに、横浜農業協同組合きた総合センターを中心とした畑は、コマツナ、ホウレンソウの一大産地となっております。

今後、川向町の第三京浜港北インターチェンジ付近の田園地帯には、横浜環状北線のジャンクションが作られる予定なので、様々な課題がでてくるでしょう。これからも多くの農業専用地区を良好に保つには、農政に期待されるところが大きいと考えています。



中央農業委員会管内 南西部農業委員会管内

● 緑の源

私の担当瀬谷地区は、相鉄線瀬谷駅を中心に本郷・相沢・中央・橋戸・東野・瀬谷・北新地域と広範囲にわたっています。この瀬谷地区には、開設32年の瀬谷市民の森があります。森の「愛護会」と「保護組織」を発足し、区民の憩いの場としてご利用いただくために、年間を通じて整理・整備をし、安心安全のためパトロールも行い、緑を守っています。

幹線道路沿いは住宅地が広がっていますが、その裏手や郊外には生産緑地や上瀬谷農業専用地区等の農地が広がっており、緑豊かな環境です。

農地を守るための法的手続きとして、農地を相続する際に相続税を軽減する納税猶予制度があります。この制度は、適用を受けた後も適正に耕作を続けることが大切です。制度を十分に理解し、主旨に沿って活用し、適用を受けた人、これから受けようとする人がお互いに協力し、農地を守り緑の環境を未来に引き継いでいきたいと思います。



3 瀬谷地区 安田 一磨

2 中里地区 森 一誠



● 中里地区のご紹介

青葉区の田園都市線、市が尾駅と藤が丘駅の間を流れる谷本川沿岸には、農振・農用地区域があります。国道246号線及び田園都市線、東名青葉インターチェンジができてから風景が変わり、また数年後には第三京浜港北インターチェンジから青葉インターチェンジに横浜環状北西線が接続されるそうです。現在の農地はそれを避けるようにできております。青葉インターチェンジの橋桁の下は、サッカー場、多目的広場、テニスコートがあり、来年には野球場もできます。このような農地とスポーツ施設の混在した風景はたぶん奇異に見えと思いますが、露地野菜、果樹、植木、ハウス栽培そして稲作と多種多様な農業形態を形成しております。

中里地区で今危惧(きぐ)することは、農業後継者の問題です。後継者不在の先行きに問題を提起して、農業委員としての在り方を考える次第です。

● 農業を孫の代まで

港南区芹が谷の野菜農家です。月から金曜日の学校給食と、週3回の引き売りを日課としています。

半世紀前の「芹が谷」の航空写真を見ると、自己所有の農地を識別するのが困難な程、たくさんの田畑がありました。現在では農地は激減、野菜農家はほとんどゼロの状態です。私の担当する港南地区においては、唯一のまとまった農地としては、野庭地区があります。

いろいろな分野から多種多様な農業再生への提案を耳にいたします。しかし、当芹が谷地区のようなお寒い状況では、各種の立派な提案もあまり役に立ちそうにありません。40~50年先まで、農業を安心して続けられる環境が維持され、また子供や孫の代まで自信をもって引き継ぐことが出来る策をいろいろ考える昨今です。



4 港南地区 若林 俊男

農と緑のふれあいまつり

秋野菜の収穫を楽しむ、「農と緑のふれあいまつり」が環境活動支援センター(保土ヶ谷区)にて11月3日行われました。

横浜市内で生産されている、朝どり野菜・畜産物の販売や秋季果樹(柿やキウイフルーツ等)・鶏卵の品評会のほか、収穫体験や園芸・森づくり活動の紹介などが行われ、天気にも恵まれ大盛況でした。

農業委員会連合会事務局も、農家の相談役であり農地を守るために努めている、農業委員の活動をPRしました。

都市住民には、あまりなじみがない「農業



委員会」という行政組織について、どのような人が選ばれ、どういった仕事をしているのか、「農委だより」を



活用し説明しました。中には、「農業委員会を知らなかったけれど、大切な役割を担っているのですね。頑張ってください。」とか「父が農業委員をやっていました。大変なご苦労がありますよね。お体に気を付けてください。」等、うれしい声が聞かれました。

農業委員会連合会事務局は、JA横浜本郷支店の農業まつり、きた地区JAまつり、JA田奈の田奈農業まつりでも同様のPR活動を行いました。今後も市民のみなさんへのPRを行っていきます。

農地法第3条の別段の面積の決定について

農地法第3条の許可を受け、耕作目的で農地の権利を取得しようとする方は、取得後において、権利を取得しようとする方またはその世帯で最低限の経営面積(都府県50アール、北海道2ヘクタール以上)を確保する必要があります。(下限面積といえます。)この下限面積を一律に適用することが実情に適さない場合、都道府県知事はその地域について(50アール以下の)別段の面積を定めることができるとされ、神奈川県知事が定めてきました。

今回の農地法改正により、別段の面積を各農業委員会が定めることとなります。そこで中央及び南西部農業委員会において右表のように決定しました。

なお、面積について法改正前と変更はありません。

地区名	下限面積
西区、中区、金沢区	10アール
鶴見区、南区、港南区、磯子区、戸塚区(豊田地区、川上・戸塚地区の一部、上矢部町)、栄区	20アール
保土ヶ谷区、旭区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、戸塚区(大正地区、川上地区の一部、戸塚町、名瀬町)、泉区(和泉・飯田地区、中田町を除く)、瀬谷区(瀬谷地区、宮沢を除く)	30アール
神奈川区、泉区(和泉・飯田地区、中田町)、瀬谷区(瀬谷地区、宮沢)	40アール
上記の表に記載されていない区域	50アール

平成22年度横浜市農業施策・予算に関する市長要望の実施について

農業委員会連合会は、10月19日、林文字横浜市長に対し、要望書を手渡し、要請を行いました。連合会からは小川副会長、小山理事ほか4名の理事が出席し、地産地消の推進や担い手不足への対応、農業委員会体制の支援を中心に検討を要請しました。要請後の懇談では市長の農業に関する関心の深さを感じました。

農地の盛土や切土をする場合は、手続きが必要です。——事前に農業委員会へご相談を!

農地造成は基準を守って計画し、きちんと契約しましょう。低質な土砂や粗悪な工事を防ぎ、あなたの田畑を大切に。

農地制度が変わります！

- 平成21年6月24日、「農地法等の一部を改正する法律」が公布されました。21年中には、「農地の利用に関する責務規定」を設けた改正農地法等が施行され、新たな農地制度がスタートします。
- 新たな農地制度は、①これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保するとともに、②農地の貸借をやりやすくして、農地を最大限利用することをねらいとしています。

改正のポイントは・・・

農地を貸したいだけで・・・

農地の貸借規制が緩和されます！

- 農地を利用できる者の範囲が拡大されます（一定の要件を満たす必要があります）。

農地の借り受け者の範囲

(改正前)

(改正後に追加)



- 市町村等が農地所有者から委任を受け代理して担い手に貸付等を行う事業が新設されます。



耕作しないでいると・・・

遊休農地に対する指導が強化されます！

- すべての遊休農地が指導の対象となります。
- 農業委員会が、年1回農地の利用状況を調査します。
- 遊休農地の所有者等に対しては、農業委員会が指導・勧告などを行います。



許可なく転用してしまうと・・・

違反転用に対する罰則が強化されます！

- 違反転用等に対する処分・罰則が強化されます。
- 都道府県知事等による行政代執行制度が創設されます。



事項	現行	改正
①違反転用	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (法人は300万円以下の罰金)	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)
②違反転用における原状回復命令違反	6ヵ月以下の懲役または30万円以下の罰金 (法人は30万円以下の罰金)	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)

農地を相続する場合は・・・

農業委員会への届出が必要になります！

- 相続等によって農地を取得した人は、農地のある農業委員会へ届出が必要になります。
- 届出をしなかったり、虚偽の届出をすると、10万円以下の過料に処せられることになります。
- 耕作できない場合等は、農業委員会から貸し借り等のあっせんを受けることができますようになります。



＝新たな農地制度について、詳しくは農業委員会へお問い合わせ下さい＝

農用地利用計画の素案を公表します

横浜農業振興地域整備計画の見直しに伴い、農用地利用計画の素案を公表します。

○公表期間及び時間

平成22年3月15日(月)～3月19日(金) 午前9時～正午、午後1時～午後4時30分

○公表場所

松村ビル別館503号室 ☎671-3645〈公表期間中のみ〉 横浜市中区住吉町1-13〈住吉町郵便局となり〉

○問合せ

環境創造局農地保全課 ☎671-2630 FAX 664-4425

北部農政事務所 ☎948-2477 FAX 948-2488

南部農政事務所 ☎866-8491 FAX 862-4351

2010年2月1日実施

世界農林業センサスへのご協力をお願いします。

わが国の農林業の『いま』を知るための大切な調査です。

農林水産省が5年ごとに実施し、農林行政の基礎となる統計資料を作成します。

提出された調査票は、統計目的以外に使用することはありません。

1月下旬から統計調査員がお伺いしますのでご協力をよろしくお願いします。

○問合せ 横浜市行政運営調整局総務課統計係

☎671-2104 FAX 663-0130



「つっちー」

2010年世界農林業センサス

●農業・農政の転換期

ついに農地法改正をはじめとした農政の大転換期を迎えることになった。横浜市も「みどりアップ計画」に基づく新規事業が開始されるなど、都市でもようやく農業・農地の重要性が評価されるようになったと言える。

●変わる社会、変わらない農の心

何が変わったのか？ 品種や機械、農業、管理資材などは飛躍的に進歩

農を考える

都市農業への声援を追い風に



した。けれども、土をつくり、種を播いて、丹精込めて管理し、収穫する——農作物の栽培の原理には、大きな違いはない。一方、マスコミには毎

て、家族や地域の農家とともに耕し続け、先祖から受け継いだ田畑を次世代に継承していくことが地域の農業の存在基盤だ。

日のように農業や食の話題が登場し、国民の注目が集まるようになった。例えば、半世紀ほど前、私が子どものころは、農家の地位は大変低く見られていた。今日は、若者があこがれる職業のひとつとまで言われる。市民の間にも「地産地消」の言葉が広まり、みなとみらい地区での開港菜フェアが人気を呼び都市住民に大盛況である。農業を取り巻く情勢は大きく変化している。

市民の間には、自分たちが暮らす地域を見つめ、その魅力や資源を再発見する人たちが増えている。こうした活動を通して、農家にとって当たり前のようなことが、ようやく市民にも理解されつつある。過去には批判があつた都市農業に対して、ファンとなった市民の声援が聞こえてくる。

●農業の魅力に市民の声援

世の中は農業・農政談義に忙しい。しかし、一人ひとりの農業者にとつての基本は、農地を耕し、自分で納得できる作物を作ることだと思ふ。そし

●基本をふまえ、声援を追い風に

変化する時代の中で、基本を忘れないことが重要だ。そして、折々に機会をとらえて、市民の理解をさらに一歩ずつ深めることも大切だ。声援を追い風として、新しい時代の農業を進めていこう。